入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札は、令和 8 年 10 月 29 日に入札を行った「登記情報提供システム（請求事務サブシステム）を構成する機器等の調達」の再公告です。
令和 8 年 11 月 2 日(月)

一般財団法人民事法務協会
代表理事　山本　和彦

1．一般競争入札に付する事項

(1)　件　名　等　「登記情報提供システム（請求事務サブシステム）を構成する機器等の調達」
(2)　仕　様　等　入札説明書及び調達仕様書による
(3)　調 達 期 間　令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで

2．一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得られる者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」及び「役務の提供等」において A 等級に格付けされており、発注する請負契約又は委託契約と同等以上の仕様の履行実績を証明できる者であること。
(4)　個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、その他請負又は委託業務を適正かつ確実に履行するために必要な措置が講じられている者であること。
(5)　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 22 条第 1 項の規定により契約を解除され、又は同法第 33 条の 2 第 6 項の規定に基づき請負又は委託業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある者（その者の親会社等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条で定める特定支配関係を有する者をいう）が同規定に基づき、請負又は委託業務の全部又は一部の停止を命ぜられたことがある場合における当該者を含む）については、解除又はその業務停止期間が満了した日から 5 年を経過している者であること。
(6)　プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）のいずれかの資格・認証を取得していること。
(7)　契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

3．問合せ先

〒101-0047　東京都千代田区内神田 1-13-7 四国ビル 7 階
一般財団法人民事法務協会 電子情報事業部（担当：浅見）
電話　　0570-056-785（平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで）
E-Mail　h_asami@minji-houmu.jp

４．秘密情報の取扱いに関する誓約書について

本入札に参加しようとする者は、仕様書等配布に先立って、秘密情報の取扱いに関する誓約書に署名又は記名押印するものとする。同誓約書に署名又は記名押印しない者は、本入札に参加することができない。

５．仕様書等配布の日時及び場所

日時　公告の日から 11 月 5 日(木)まで（ただし、平日に限る。）

各日 9 時 00 分から 17 時 00 分の間（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）

配布　上記 3.の場所に同じ

６．入札書の提出、開札の日時及び場所

令和 8 年 11 月 9 日(月)10 時 00 分

東京都千代田区内神田 1-13-7 四国ビル 7 階

一般財団法人民事法務協会 会議室

７．入札保証金及び契約保証金の納付

免除

８．入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札参加者が入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

９．契約書作成の要否

要

１０．落札者の決定方法

(1)　落札者の決定は、一般競争入札最低価格落札方式によるものとする。落札者がない場合は直ちに再入札を行う。再入札は原則 2 回を限度とする。また、再入札時に入札を行わない場合は、入札を辞退したものとする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、随意契約に移行することがある。

(2)　くじによる落札者の決定

落札者となるべき者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

１１．その他

詳細は、仕様書及び入札説明書等による。

以上